

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○梶山委員長 次に、西岡新君。

○西岡委員 日本維新の会の西岡新でございます。

きょうは、改正耐震改修促進法の施行の状況について幾つかお尋ねをしたいと思います。

昨年の通常国会で同法律が成立して、十一月二十五日に施行されたわけでございますけれども、この改正法によって、不特定多数が利用する五千平米以上の大規模建築物、要緊急安全確認大規模建築物について、耐震診断の義務づけがなされましたが、この耐震診断の周知活動の状況というのはどのようになっていますでしょうか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

所有者の方々に行政庁の方から、あなたの建物は対象になりますよということをお知らせしていただくというのは、この制度の基本ということになります。

一方で、どういう建物が本当に対象になるかと

いうのは、増築をされておりましたり、あるいは複合ビルで、旅館の用途の面積はどのぐらいあるか、こんなことも調べるべきやいかぬ、こういう事情もございまして、作業に少し時間がかかってございますが、一月十五日現在で、自治体数という単位でございまして、八割の所管行政庁において、所有者の方々に、あなたの建物は診断の対象であるということを御通知しているところでございます。

今後とも、引き続き、できるだけ早く周知していただくように、まだ残りのところがどのぐらいになっているかということは今調べているところでございますけれども、努めてまいりたいと思っております。

○西岡委員 この耐震診断の報告期限というのは平成二十七年末ということでありませうけれども、昨年この法律を審議させていただいた際にも、既に、先ほどおっしゃられたように、都道府県の担当の部長とか課長とかとお話をされていらつしやるというような答弁があったと記憶しておりますけれども、この制度を見ると、国の補助というのは比較的充実していると思えますけれども、やはり地方公共団体による支援制度が重要となつてくると思えます。

地方公共団体の支援制度の制度化というのは、地方議会での決議が必要なわけでございますから、十一月末の施行後、十二月議会、そしてことしに入つて二月、三月議会というのがあるかと思えますけれども、その結果、全国での地方公共団体によるこの支援制度の制度化についてはどのような

状況になっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘をいただきましたように、この耐震診断の義務化に伴いまして、国の予算制度は大幅拡充を図つてございます。従来より補助率を上げるとともに、場合によっては国だけの補助も可能とするような措置をしたところでございます。

一方で、消費者の方々の負担を本当に減らしていくためには、公共団体にできるだけ充実した補助制度をつくつていただくということが肝要でございまして、このため、今御指摘もございましたように、全国に職員を派遣しまして、ブロック別の課長会議、これは八ブロック、五回開催をしておりますけれども、そこにおいて要請をするでありますとか、あるいは個別の、都道府県、市町村の首長への、幹部への要望ということもさせていただいております。

実は、昨年の当初、旅館、ホテルに限つてでございますけれども、耐震診断の補助制度は十二都道府県、それから十政令市、市町村はちよつと細かくなりますのでまだ調べ切れておりませんが、こういう状況でございましたが、今年度の当初予算の状況で、四十七都道府県、十八政令市において診断の補助制度は確立をさせていただいております。

なお、政令市が二つ抜けておりますが、これは管内に対象建築物がない等の理由でございまして、少なくとも都道府県、政令市については、耐震診断は全て一応補助制度をつくつていただいた

というところまで行つてございます。

あと、市町村は、場合によっては、件数が少ないので所有者の方の意向を確認してから予算を組むというようなところもございますが、漏れがないようにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○西岡委員 ありがとうございます。

診断については各地方も理解をいただいているようでありませうけれども、やはりこれは耐震化しないと意味がないわけであつて、診断の結果、耐震改修工事が必要となつた場合は、診断よりもよりの多くの費用がかかってくるのが考えられますし、地方公共団体による耐震改修における支援制度の創設というのが、やはり働きかけが何より重要になってくるというふうに思つております。

もちろん、地域によつて、それぞれの背景とか事情が異なることもありますが、施策の優先順位や支援の制度化の判断というのは地域の自主性に委ねるべきであろうというふうに思いますけれども、地方公共団体による耐震改修の支援制度の制度化ということについては、今現在どのような状況になっていきますでしょうか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

耐震診断がこの問題の入り口であるとすれば、耐震改修の方は、これは費用的には非常に多額になるケースもございますので、ある意味では、効果をあらしめるためにはここまで行かなければいけないということございまして、御指摘もそういう趣旨で、ちゃんと診断、改修まで補助するようになっていくかどうかということなんだと思

ます。

改修につきましては、今の数字で申しますと、二十五年当初、旅館、ホテルに関して、五都道府県、七政令市で制度がございました。二十六年当初は、十五都道府県、十二政令市で制度を確立していただいております。

診断に比べますと少し少ないのですが、実はこれも、管内で診断をしてみても、そしてバツが出ては本当に改修をすのかどうかということをやんと確認してから補助制度をつくりたいというところが非常に多いというふうに報告を受けております。これからも、きめ細やかに公共団体と連携を図つて、制度の確立をしていただくようお願いしてまいりたいと思っております。

○西岡委員 ありがとうございます。

改修に関してはこれからということでありませうし、改修工事が必要になれば、国及び地方公共団体の補助を受ける場合に、この補助制度が決定していない段階で、例えば診断の結果、耐震補強が必要な場合にみずからやつた場合に、国のみ補助になるということでありませうし、後から地方公共団体が補助制度、支援制度をつくつても、遡及効果もないというわけでありませうから、なるべく速やかにこういった作業に取り組んでいただきたいというふうに思つております。

それと、ちよつと通告はしていないんですけれども、診断結果の公表について、これは所管行政庁に任せられておりますけれども、この公表時期については、所管行政庁からの反応といいますか、国交省はどのような形で指導しているのかという

のをお聞かせいただければと思います。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

この公表の時期につきましては、昨年の法改正案の御審議のときにも、いろいろと御指摘を頂戴したところでございます。

結果としては、公共団体、所管行政庁が診断結果を受け取つても、直ちに公表するということはしなくていい、ある意味の公平性担保のために、早くやつた方が早く公表されるというようなことがないように、用途ごとに整理をして出しているだけというような形をとれるようにしてございまして、公共団体の方でいつごろ公表するということは、診断結果もまだまだ出そろつておりませうので、これからの状況でございませうけれども、そのところは、御審議の趣旨も踏まえて丁寧に対応していただくようお願いをしてみたいというふうに思つております。

○西岡委員 ありがとうございます。

この公表の時期というのは、やはり旅館、ホテルなどの、こうした営業を営むところにとつては非常に死活問題にもかかわってきますので、また引き続き、いろいろ議論をさせていただければと思います。

平成七年の阪神・淡路大震災や平成十六年の中越地震によつて、平成十七年に耐震改修促進法ができて、これは平成二十七年まで耐震化を九割に図つていこうというような法律であつたかと思ひますけれども、これは主に建物の倒壊による被害を問題としているというふうに思つております。

東日本大震災において、建物倒壊における人的被害というのは、これは国交省はどういうふう把握しているのか。また、今後発生が予想される南海トラフ地震においては、建物倒壊による人的被害についての予測というのはどのように予測しているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

まず、東日本大震災でございますけれども、これはちよつと時点が異なるのでございますが、最新の死者数の情報、三月十一日現在で一万五千八百八十四名ということになってございます。

一年ほど前になるのですが、岩手、宮城、福島三県で死因の分析をした警察庁の資料がございまして、これによりますと、溺死が一万四千三百八十八人、九〇・六％、圧死・損壊死・その他、これが六百六十七人、四・二％という内訳になってございます。

圧死・損壊死・その他については、建物倒壊だけではなくて、例えば津波によつて倒されたような場合も含めて、さまざまなのが含まれると思ひますけれども、内陸市町村で住家被害が相当発生しておりますので、建物倒壊の被害というの、この内数にはなると思ひますけれども、相当程度に上つていのではないかと、いうふうに思ひつております。

また、南海トラフ地震における建物倒壊による死者については、中央防災会議のワーキンググループが二十四年の八月二十九日に被害想定を発表しております、これは想定幅がございまして、震源が海側の基本的な位置での地震動と

いうことで夏の場合、これが一万七千人でございまして、それから、震源が陸側の地震動で冬の深夜の場合、これが一番最多でございまして、八万二千人、こういった建物倒壊による死者数が予想されているところでございまして。

○西岡委員 ありがとうございます。

東日本大震災においては、やはり津波が大きな被害の要因であったというふうなことでありまして。今後の南海トラフにおいても、建物の耐震化ももちろんなんですけれども、津波の対策ということもあつて、地域それぞれによつてやはり異なつてくるというふうに思ひつております。その点に對しても、しつかり地域性の違いを見ながら、この法律を進めていっていただきたいというふうに思ひつております。

次に、耐震の義務化の対象になる建物は全国でおよそ四千件というふうな話でございました。地域によつては、適切な耐震診断を実施できるコンサルタントが不足しているところもございまして、さらに改修まで考えると、先ほど来よりお話がありました、人員の確保というのは非常に厳しい状況でもありますし、先週安倍政権が、外国人労働者の受け入れというふうなことも話がありました。これは二〇二〇年までの限定措置として、技能実習修了者に別の在留資格を与えて、プラス三年というふうな報道がありましたけれども、東日本大震災からの復旧復興や、しかも東京オリンピック・パラリンピックという準備もございまして、

そういった中であつて、耐震診断や改修に当た

つて、果たして十分な人員の確保が可能なのであろうか。しかも、人件費や資材の高騰も考えられますけれども、そうした影響について国交省はどのように考えておられるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

まず、耐震診断、こちらの方は、専門の技術者がどれだけいるかということに尽きるんだと思ひます。今回の対象がおおむね四千棟。過去、公共団体が補助し、あるいはみずから実施したもののデータがございまして、二十一年度には、学校中心ですが、六千六百棟の診断をした実績がございまして、総数では足りていないのではないかなというふうに思ひつておりますし、また、新たに資格といいますか、能力を身につけていただくための講習もやつておりまして、昨年、約二千人が受講していただいたというふうなことでございまして。

御指摘のような地域偏在につきましては、よその地域の事務所に頼むということも多々あるとは聞いておりますけれども、そういうことがないように、できるだけ私どもの方でも状況把握をして対応してまいりたいというふうな思ひつております。次に、資材でございまして、耐震改修の場合はそれほど多くの資材を要しませんので、資材についてはそれほど心配することはないのではないかと、いうふうな思ひつております。

問題は、人員の確保でございまして、これは建設業全体の問題として、公共事業におきます設計労務単価の引き上げなどを行つてきたところでござ

ざいますけれども、耐震改修の工事をやはりやりやすくする、できるだけ経済的にバックアップをするということが最終的には一番のポイントになるのではないかとおもうに思っております。

そういう意味で、先ほど御指摘いただきました改修の補助制度の充実、それから、事例集のようなものをつくっております、できるだけ合理的な改修方法を選んでいただく、これも大事なことだと思っております、そういう情報提供もしつかり行っております。

○西岡委員 ありがとうございます。

私の地元の愛媛県で、耐震診断の義務化の対象施設の一つである、愛媛県市町村職員共済組合が運営する、えひめ共済会館という施設があります。ここは、平成十三年に発生した芸予地震を受けて、平成十八年にみずから率先して耐震診断を約五百万ほどの費用をかけて行った。それで強化不足がわかって、その後、耐震改修も引き続き行って、これは約三億の費用がかかったということでありました。

ここに先般訪問させていただいて、診断から改修工事まで、いろいろな話を聞かせていただきましたけれども、改修工事後は、よく言われるかもしれないませんが、耐震補強のために、筋交いとか、ああいったものをつけることによって、もともとこの場所は松山城を見渡すことができる部屋客室というのを売りにしておったわけでございませうけれども、その眺望が悪くなったとか、そういういた筋交い装置をつけることによって、部屋のスペースが狭くなったり、ツインをシングル

ームにしないでいけなくなったり、しかも、これは全体で五部屋分減ったというような話がありました。

そういう話をお聞きしている中で一番驚いたのは、平成十八年に診断を開始して、改修が終わるまで約四年間かかったということでありました。診断における建築士の確保だとか、一般競争入札をしましたから、その準備だとか、工期の期間だとか、一年先までの宿泊の予約というものもございまして、その間の代替施設の確保だとか、営業をどうするか等々あつて、想定よりも長く時間がかかってしまったということでありました。

こうしたところは、市町村職員の共済組合ということで後ろ盾があるというふうなものでありませうけれども、これが民間業者が営む旅館やホテルということになりますと、なかなか同じようなことにはならないというふうに思っております。耐震改修でお金をかけていいものになるのであれば、それは投資する価値はあるのでありませうが、眺望が悪くなったり、部屋を潰したり、スペースの問題もあつたり、観光を目的とした宿泊施設では、施設の価値が下がってしまうという側面もあります。松山の道後温泉も、ことしで道後温泉本館が改築百二十周年を迎えるわけでございますけれども、個々の旅館業を営む方々からも、こういう懸念の声を聞かされておるのであります。平成二十七年末までに、あと二年もありませんけれども、耐震診断、改修に対する国の支援は、基本的には地方公共団体の支援に乗っかる形であると思ひますし、各地方公共団体における支援制

度の状況はさまざまであつて全国一律ではありませんけれども、全国一律に平成二十七年末までの耐震診断を求めることは、やはり法の趣旨からしてもやむを得ないとしても、この公表時期については、地域の状況に応じた柔軟な対応が容認されるべきではなからうかというふうにおもっておりますが、この点について大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○太田国務大臣 観光ということを目にする旅館、ホテル、道後なんかもそうですが、そこである改築をしていかなければならないという課題もあろうというふうに思いますね。昔は畳で全部寝ていたりしたのに、最近は、足が、何というんですか、普通の畳だけじゃない、掘りごたつのようにしないでいけなとか、いろいろな時代に沿つての対応というのはあるし、私は技術屋の端くれとして申し上げると、いろいろなやり方が、耐震でも工法というのは物すごくあるわけですね。その辺は十分よく現場と実情に合わせて、我々としては対応したい。

耐震改修をすれば価値が上がるといふことは間違いないというふうには思っています。ただ、そこに至ることについては、予算のこと、いろいろなことでなかなか大変なこともあるといふことをよく理解しておりますので、昨年、改正法案の審議でもいただいておりますけれども、公表を初めとして、硬直的な対応とならないように、さらに配慮したいというふうに思っています。

○西岡委員 ありがとうございます。質問を終わらせていただきます。